

# 個人情報保護に関する法律の改正に伴う白岡市における 個人情報保護制度の改正方針について

## 【説明事項】

- ・白岡市における個人情報保護制度の改正方針

## 目 次

### 目次

1 改正個人情報保護法（以下「法」という。）の規定により条例で定める必要があ る事項	2
(1) 手数料の額（保有個人情報）	2
(2) 手数料の額（行政機関等匿名加工情報）	3
2 法の規定により、必要に応じて条例で定めることができる事項	4
(1) 条例要配慮個人情報	4
(2) 不開示情報	5
3 法の規定により、条例で定めることが妨げられるものではない事項	7
(1) 個人情報取扱事務登録簿	7
(2) 開示決定等の期限	8
(3) 審議会の位置付け	10

## 目 次

### 目次

#### 参考資料

参考 1	1 2
参考 2	1 4
参考 3	1 7

## 白岡市における個人情報保護制度の改訂方針

### 1 改正個人情報保護法（以下「法」という。）の規定により条例で定める必要がある事項

#### (1) 手数料の額（保有個人情報）

手数料の額は、実費の範囲内において条例で定める必要がある。

#### 実費

開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付に要する費用等の費用をいう。

#### ア 根拠条文

条項	条文
第 89 条 第 2 項	2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

#### イ 現在の運用

## 白岡市における個人情報保護制度の改訂方針

白岡市個人情報保護条例においては、手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用を徴収している（条例第21条第1項及び第2項並びに条例施行規則第9条）。ただし、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、減額又は減免することができる。

区分		金額
写しの作成に要する費用	電子複写機により作成したもの(白黒)	1枚 10円
	電子複写機により作成したもの(カラー)	1枚 20円
	上記以外のもの	実費相当額
写しの送付に要する費用		郵便料金の額

### ウ 改訂方針（例）

- ・現在の運用と同様に、手数料を徴収せず、減額又は減免の規定を置く。
- ・手数料を新たに徴収し、減額又は減免の規定を置かない。

## 白岡市における個人情報保護制度の改訂方針

### (2) 手数料の額（行政機関等匿名加工情報）

政令で定める額を標準として手数料の額を条例で定める必要がある。

#### 行政機関等匿名加工情報

行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報（詳細については参考1参照）

### ア 根拠条文

条項	条文
第119条 第3項	3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、 <b>条例</b> で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として <b>条例</b> で定める額の手数料を納めなければならない。
第119条 第4項	4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、 <b>条例</b> で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として <b>条例</b> で定める額の手数料を納めなければならない。

## 白岡市における個人情報保護制度の改正方針

### イ 現在の運用

行政機関等匿名加工情報に関する規定はない。

### ウ 改正方針（例）

- ・行政機関等匿名加工情報の提案の募集（以下「募集」という。）はせず、手数料の額は定めない。
- ・募集はしないが、手数料の額を定める。
- ・募集をし、手数料の額を定める。

## 白岡市における個人情報保護制度の改正方針

### 2 法の規定により、必要に応じて条例で定めることができる事項

#### (1) 条例要配慮個人情報

法で定める要配慮個人情報以外で、地域の実情等に応じて、条例により不当な差別等の不利益が生じないよう配慮を要する個人情報を定めることができる。

#### 要配慮個人情報

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他の不当な差別等の不利益が生じないよう配慮を要する個人情報

#### ア 根拠条文

条項	条文
第60条 第5項・	5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

## 白岡市における個人情報保護制度の改正方針

### イ 現在の運用

現在の条例は、法を根拠としない市独自の条例であることから条例要配慮個人情報に関する規定はないが、要配慮個人情報は、法と同様の内容の規定が存在する（条例第2条第3号）。

### ウ 改正方針（例）

- ・白岡市の地域特性に応じた条例要配慮個人情報を定める。
- ・条例要配慮個人情報を定めない。

## 白岡市における個人情報保護制度の改正方針

### (2) 不開示情報

- ① 法が不開示情報としているが、地方公共団体の情報公開条例が開示する情報として定めている情報
- ② 地方公共団体の情報公開条例で不開示情報とされているが、法が不開示情報としていない情報

①及び②について、個人情報保護制度と情報公開制度の情報の取扱いの整合性を保つため、条例で不開示情報を除外及び追加することができる。

#### 不開示情報

開示請求等があった場合であっても開示しない情報であって、開示することによって、生命、健康、生活、財産その他個人の権利利益を害するおそれのある情報

## 白岡市における個人情報保護制度の改正方針

### ア 根拠条文

条項	条文
第 78 条 第 1 項本文	第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
第 78 条 第 2 項	2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。 )又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの( )とする。

## 白岡市における個人情報保護制度の改正方針

### イ 現在の運用

参考 2 参照

### ウ 改正方針 (例)

- ・ 不開示情報について別途定める。
- ・ 法の定める不開示情報のまま運用する。

## 白岡市における個人情報保護制度の改正方針

### 3 法の規定により、条例で定めることが妨げられるものではない事項

#### (1) 個人情報取扱事務登録簿

法により作成及び公表を義務付けられている個人情報ファイル簿以外に、個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表について、条例で定めることができる。

#### 個人情報ファイル（簿）

一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を体系的に構成したものの（参考3参照）

#### 個人情報取扱事務登録簿

個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿等をいう。）

#### ア 根拠条文

## 白岡市における個人情報保護制度の改正方針

条項	条文
第75条 第5項	5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない

#### イ 現在の運用

個人情報取扱事務登録簿に関する規定なし。ただし、個人情報ファイル簿については規定している（条例第2条第13号、第7条及び条例施行規則第2条。様式については、参考3参照）。

#### ウ 改正方針（例）

- ・個人情報取扱事務登録簿を作成する。
- ・個人情報ファイル簿のみ作成する。

## 白岡市における個人情報保護制度の改訂方針

### (2) 開示決定等の期限

開示決定等の期限については、法により次のとおり定められており、当該期限を短縮する場合に限り、条例で期限を定めることができる。

開示（訂正・利用停止）請求・・・請求のあった日から30日以内

※ 事務処理上の困難等の理由がある場合は、30日まで延長可能

※ 大量の保有個人情報に関する開示請求があった場合は、60日以内に相当の部分について開示決定し、残りは、相当の期間内に開示決定を行う。



## 白岡市における個人情報保護制度の改訂方針

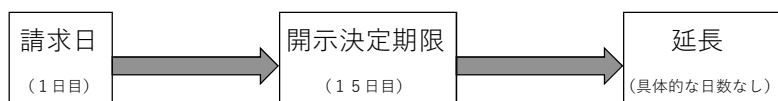
### ア 根拠条文

条項	条文
第108条	第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、 <u>条例</u> で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

### イ 現在の運用

開示（訂正・利用停止）請求を受理した日から起算して15日以内（条例第18条第1項）

※ やむを得ない理由がある場合は、延長可能（日数に関する規定なし）





## 白岡市における個人情報保護制度の改正方針

### cf) 期間の起算について

期間計算に初日を入れないという初日不算入の原則（民法第140条）に則り法の表現は、「請求のあった日から30日以内」となっており、請求日の翌日を1日目として期間の計算を行っているのに対し、市の条例では、「請求を受理した日から**起算して15日以内**」となっており、請求日を初日とする旨を明記していることから、請求日を1日目として期間の計算を行っている。

よって、市の条例を法の表現に合わせると「請求のあった日から14日以内」となる。

※ 国の示すガイドライン等において、期間を短縮するに当たっては、法の表現に合わせるよう記載されている。

### ウ 改正方針（例）

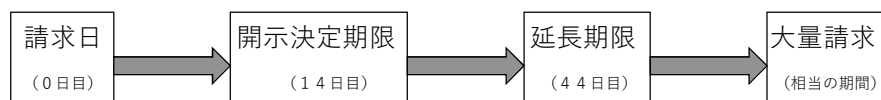
## 白岡市における個人情報保護制度の改正方針

- ・市の条例に合わせて短縮する。

開示（訂正・利用停止）請求・・・請求のあった日から14日以内

※ 事務処理上の困難等の理由がある場合は、30日まで延長可能

※ 大量の保有個人情報に関する開示請求があった場合は、44日以内に相当の部分について開示決定し、残りは、相当の期間内に開示決定を行う。



- ・法の定める期限から短縮しない。

## 白岡市における個人情報保護制度の改訂方針

### (3) 審議会の位置付け

国の示すガイドライン等は、従来、当市において実施していたような個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の類型的な諮問を要件とする条例を定めてはならないとしている。そのため、法は、審議会への諮問を専門的な知見を聴くことが特に必要である場合に限定して、条例で定めることができるとしている。

#### ア 根拠条文

条項	条文
第 129 条	<p>第二百二十九条 地方公共団体の機関は、<u>条例</u>で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。</p>

#### イ 現在の運用

現在、審議会の意見を聴くこととされている事項及び当該事項に対する法の対応

## 白岡市における個人情報保護制度の改訂方針

は次のとおり

- ① 要配慮個人情報の保管（法令等に定めがある場合を除く。条例第 6 条第 2 項）  
**法の対応→要配慮個人情報が含まれている旨を個人情報ファイル簿に記載し、公表する（法第 7 5 条第 1 項及び第 4 項）。**
- ② 本人以外からの個人情報の収集（法令等に定めがある場合等を除く。条例第 8 条第 2 項第 5 号）  
**法の対応→制限なし**
- ③ 個人情報の目的外利用又は外部提供（法令等に定めがある場合等を除く。条例第 9 条第 2 項第 6 号）  
**法の対応→法令等に定めがある場合等に限る（法第 6 9 条第 1 項）。**
- ④ オンライン結合（法令等に定めのある場合を除く。条例第 1 1 条第 2 号）  
**法の対応→制限なし**

## 白岡市における個人情報保護制度の改訂方針

- ⑤ 開示請求に対する不開示決定（法令等に定めのある場合等を除く。条例第13条第2項第4号）

**法の対応→法に定める場合に限る（法第78条第1項各号）。**

- ⑥ 個人情報の保管等に関する市民からの相談（必要があると認めるとき。条例第26条第2項）

**法の対応→規定なし**

- ⑦ 個人情報を不適正に取り扱う事業者の公表（条例第27条第5項）

**法の対応→市の実施について規定なし（個人情報保護委員会が公表する。法第148条第4項）**

### ウ 改訂方針（例）

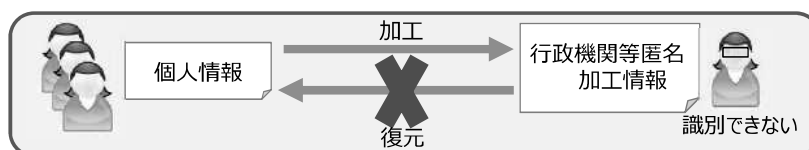
- ・個人情報に関して、現在実施している類型的な諮問がなくなることから、情報公開・個人情報保護審議会を情報公開審議会とする。
- ・情報公開・個人情報保護審議会を存続させる。

# 行政機関等匿名加工情報制度の概要



## 行政機関等匿名加工情報制度について

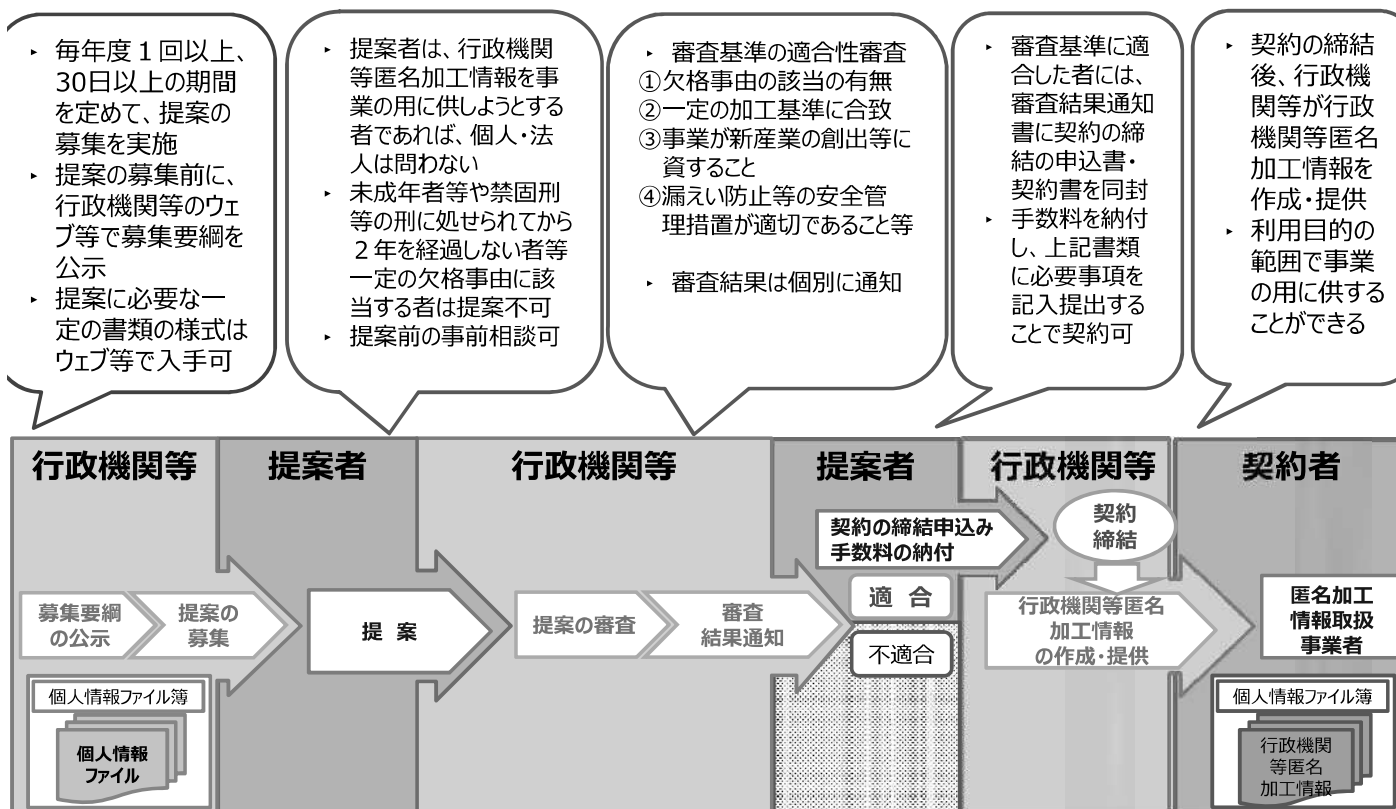
- 行政機関等匿名加工情報とは、行政機関・独立行政法人等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報。
- 行政機関等匿名加工情報の作成方法の基準を個人情報保護委員会規則で定める。



- 行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集のため、次の3要件を満たす個人情報ファイルを公表。
  - ① 個人情報ファイル簿に掲載された個人情報ファイル（個人情報ファイル簿として公表されるもの）
  - ② 情報公開請求があれば全部又は一部開示されるもの
  - ③ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工が可能なもの
- 事業者等から提案があった場合には、これを審査の上、行政機関等匿名加工情報を提供。



# 行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案からその提供までの主なフロー



2

## 行政機関等匿名加工情報の審査基準及び加工基準

### ○ 審査基準

- ① 欠格事由に該当しないこと。
- ② 行政機関等匿名加工情報の本人の数が1000人以上かつ個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定の個人を識別できず、また、保有個人情報を復元できないように以下の加工基準に従い加工すること。
- ④ 事業の目的及び内容が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 行政機関等匿名加工情報の利用期間が、利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないこと。
- ⑥ 行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに安全管理の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なるものであること。
- ⑦ 行政機関等匿名加工情報を作成する場合に、当該行政機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。

### ○ 加工基準

行政機関等匿名加工情報の作成方法に関して、次の措置を講ずることを求める。

- ① 特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）
- ② 個人識別符号の全部を削除。
- ③ 個人情報と他の情報とを連結する符号（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除。
- ④ 特異な記述等（例：年齢116歳）を削除。
- ⑤ 上記のほか、個人情報と保有個人情報ファイル内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずる。

事務対応ガイド（行政機関等向け）では、個人情報保護委員会規則で定められた行政機関等匿名加工情報の作成方法に関する上記の基準等について、具体的な事例等も交えて、分かりやすく示している。

3

情報公開条例における不開示情報（白岡市情報公開条例第6条）

法における不開示情報（個人情報の保護に関する法律第78条第1項）

(1)	法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、公開することができないとされている情報	×	該当がないが、不開示情報として追加する必要なし。 (別紙参照)
(2)	個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報 イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報 ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの	(2)	開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示が必要であると認められる情報 ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
(3)	法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報 イ 市民の生活に影響を及ぼす法人等の違法又は著しく不当な行為に関する情報であって、公開することが必要と認められるもの ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの	(3)	法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
(4)	市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等(国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。)の機関との間における審議、検討、調査研究等の意思決定過程における情報であって、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの	(6)	国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
(5)	市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの	(3)	法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
(6)	市又は国等の機関が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題、職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの	(7)	国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
(8)	人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の捜査及び予防その他の公共安全と秩序の維持のため、公開しないことが必要であると認められる情報	(1)	開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
		(4)	行政機関の長が開示決定等をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
		(5)	行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る。)が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

# 個人情報保護に関する法律についてのQ & A

(行政機関等編)

令和4年2月

(令和4年4月更新)

個人情報保護委員会事務局

Q5-4-3 他の法令の規定等により開示することができない情報は、法第78条第1項各号において明示的に不開示情報とはされていないが、このような情報を不開示情報として取り扱うことはできるか。

A5-4-3 法第78条第1項各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものです。そのため、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられますが、当該情報が法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があります。

Q5-4-4 法第78条第1項第2号ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は非開示情報に該当しない旨を規定しているが、当該公務員等の氏名は規定されていないため、当該氏名は不開示情報に該当し、開示することができないのか。

A5-4-4 法第78条第1項第2号ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を同号柱書の不開示情報から除外しています。他方、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けられており、同号柱書の不開示情報から除外されていません。

もっとも、他の法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、同号イに該当し、例外的に開示することとなります。

行政機関においては、情報公開法において、①氏名を公にすることにより、同法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合を除き、行政機関に所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は公にするものとされていることから（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）参照。）、当該職員の氏名について、①及び②に当たらない場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当すると考えられます。

また、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人において職員の人事異動をホームページ等で公表するなど「平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ」によることなく氏名を公表する慣行がある場合や、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合に



(表)  
個人情報ファイル簿

平成 年 月 日提出

実施機関名		届出番号	
事務の所管課等	課 担当	事務の 開始年月日	年 月 日
個人情報ファイル の名称			
個人情報ファイル の利用の目的及び 方法			
個人情報の対象と なる個人の範囲			
個人情報の主な収集 等の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集 [ <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 出版報道 <input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 審議会 ] 収集先( ) <input type="checkbox"/> 目的外利用による収集 収集先( )		
個人情報の記録の保 管方法(記録の媒体)	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体( )		
保有個人情報の電 子計算機処理	<input type="checkbox"/> 有 [ オンライン結合 <input type="checkbox"/> 有(根拠: <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 審議会) <input type="checkbox"/> 無 ] 結合の相手先( ) <input type="checkbox"/> 無		
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有(委託内容: ) <input type="checkbox"/> 無		
指定管理者による 管理の有無	<input type="checkbox"/> 有(管理内容: ) <input type="checkbox"/> 無		
個人番号の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
特定個人情報の利 用・提供方法	文書の場合		
	電磁的記録の場合		
特定個人情報の保 存・管理方法	文書の場合		
	電磁的記録の場合		
特定個人情報の削 除・廃棄方法	文書の場合		
	電磁的記録の場合		
備考			

注 □のある欄は、該当する□内にレ印を記入すること。

(裏)

個人情報記録の内容		
戸籍、住民記録に関する情報	思想、信条、意識等内心に関する情報	身体的特徴、健康状態等心身に関する情報
<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 親族・続柄 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 主義・主張 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 傷病名・傷病歴 <input type="checkbox"/> 身体障害の有無・部位・程度 <input type="checkbox"/> 知的障害の有無・程度 <input type="checkbox"/> 精神障害の有無・程度 <input type="checkbox"/> 検診の結果 <input type="checkbox"/> 検査の結果 <input type="checkbox"/> その他( )
生活状況に関する情報	学歴、職業、成績等経歴、社会活動に関する情報	財産、所得等経済状況に関する情報
<input type="checkbox"/> 家族構成 <input type="checkbox"/> 扶養関係 <input type="checkbox"/> 暮らし向き <input type="checkbox"/> 住居の所有 <input type="checkbox"/> 住居の間取り等 <input type="checkbox"/> 生活保護受給の有無 <input type="checkbox"/> 施設入所 <input type="checkbox"/> 要望・苦情の内容 <input type="checkbox"/> 相談の内容 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 職業・勤務先 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 役職・地位 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 受賞歴 <input type="checkbox"/> 犯罪・違反・補導 <input type="checkbox"/> 団体加入の有無 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 税額 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他( )
個人情報記録されている主な市政情報の名称		
法令等による保有個人情報の閲覧等	<input type="checkbox"/> 可 ( <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 縦覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他( ) ) 該当法令等の名称( ) 該当条項( 第      条第      項 ) 閲覧等の内容( ) <input type="checkbox"/> 否	

変更日 ( ) 削除日 ( )

＜標準様式第1-5＞ 個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		